

教 員 選 考 規 程

制定 平成 18 年 12 月 27 日

改正 令和 4 年 2 月 24 日

令和 4 年 12 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 教育公務員特例法第 3 条第 5 項の規定に基づく本学教員の採用および昇任の選考はこの規程によるほか、「教員選考基準に関する申し合わせ」による。

(教授の選考基準)

第 2 条 教授は、次の各号のいずれかに該当するとともに、本学の教員として特に優れた能力を有すると認められる者。

- (1) 博士の学位（外国の大学等で授与された学位を含む。）を有し、研究上で特に優れた業績のある者。
- (2) 研究上の業績が前号と同等と認められる者。
- (3) 芸術上の業績がとくに優れている者又は実的な技術に特に秀でている者。
- (4) 大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授または准教授の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。以下同じ。）を有する者は、上の（1）～（3）のいずれかに該当し、かつ教育業績、大学運営や社会活動などに関する業績が特に秀でている者。
- (5) 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上特に優れた業績のある者。
- (6) 特定の分野について、特に優れた知識および経験を有する者。

(准教授の選考基準)

第 3 条 准教授は、次の各号のいずれかに該当するとともに、本学の教員として優れた能力を有すると認められる者。

- (1) 修士以上（外国の大学等で授与された学位を含む。以下同じ。）の学位を有し、研究上で優れた業績のある者。
- (2) 研究上の業績が前号と同等と認められる者。
- (3) 芸術上の業績が優れている者また実的な技術において秀でている者。
- (4) 大学又は高等専門学校において、准教授または専任講師、助教の経歴を有する者は、上の（1）～（3）のいずれかに該当し、かつ教育業績、大学運営や社会活動などに関する業績が優れている者。
- (5) 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上優れた業績のある者。
- (6) 特定の分野について、優れた知識および経験を有する者。

(専任講師の選考基準)

第4条 専任講師は、前条の准教授に準ずる業績ないし技術、あるいは経験を有し、大学または高等専門学校における経歴は専任講師ないし助教の者。

(助教の選考基準)

第5条 助教は、次の各号のいずれかに該当するとともに、本学の教員としての能力を有する者。

- (1) 修士以上の学位を有し、研究上の業績がある者。
- (2) 研究上の業績が前号と同等と認められる者。
- (3) 芸術上の業績がある者または実際的な技術を持つ者。
- (4) 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績がある者。
- (5) 特定の分野について、知識および経験を有する者。

(助手の選考基準)

第6条 助手は、次の各号のいずれかに該当するとともに、本学の教員としての能力を有する者。

- (1) 学士（外国の短期大学等で授与された学位を含む）以上の学位を有する者。
- (2) 前号に準ずる能力を有すると認められる者。なお、管理栄養士の資格を有する者は学士に準ずるものとする。

(採用の手続き)

第7条 本学の教員の採用は、学科会議の議を経て学科長が教員募集要項を添付して学長に申し出し、学長が総務委員会の議を経て教授会に諮るものとする。

(教員の公募)

第8条 教員の採用は公募を原則とし、公募に関する必要事項は岐阜市立女子短期大学教員人事委員会（以下「教員人事委員会」という。）が定める。

2 公募に際しては、応募者に以下の書類等の提出を求める。

- (1) 履歴書（様式1）。
英文など外国語による記載の場合は、様式1の趣旨に準じて記載するものとする。
- (2) 卒業証明書又は学位記（写でも可）。
- (3) 研究業績目録（様式2）。
- (4) 研究業績（別刷りでも可）。
- (5) 主要業績3編までの要旨（様式3）。
- (6) 教育歴がある場合は教育歴と、その他の諸活動の業績書（様式4）。

- (7) 本学での教育研究活動に関する抱負
 - (8) その他教員人事委員会が必要と認めた書類等。
- 3 助手の公募にあたっては、前項第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号に掲げる書類の提出を要しない。

(昇任の手続き)

第9条 本学教員の昇任は、該当者の所属する学科長、及び該当者より上位の職にある教員2名と合わせて3名からの推薦を受けて当該学科長が学長に申し出し学長が総務委員会の議を経て教授会に諮るものとする。

2 昇任審査に際して、該当者は以下の書類等を提出するものとする。

- (1) 履歴書(様式1)。
- (2) 研究業績目録(様式2)。
- (3) 前回の昇任または採用以後の研究業績(別刷りでも可)。
- (4) 主要業績3編までの要旨(様式3)。
- (5) 本学での大学運営・教育歴、その他の諸活動の業績書(様式4)。
- (6) 推薦書
- (7) 教員活動実績データ

(委任、報告)

第10条 教授会は、第7条または前条第1項の規定に基づき諮られた教員の採用又は昇任の選考審査を認めた場合は、教授会規程第8条の規定に基づき、教員人事委員会に審議、決定を委任し、その報告を受ける。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月27日から施行する。